

北空知衛生センター組合し尿等収集運搬委託規則

昭和56年4月1日

組合規則第2号

改正 昭和57年4月1日組合規則第2号
昭和60年4月1日組合規則第1号
平成元年4月1日組合規則第2号
平成31年3月11日組合規則第9号

(目的)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める一般廃棄物のうち、し尿等の収集運搬の業務を北空知衛生センター組合（以下「組合」という。）が適当と認めたものに委託し、組合構成市町の住民の生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全と地域の衛生の向上を図ることを目的とする。

(収集運搬の基準)

第2条 し尿等の収集運搬にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条第3号の基準によるほか、次の各号を厳守すること。

- (1) し尿等の収集は、組合の示す計画に基づき行うこと。
- (2) 一般申し込みの収集にあつては、申込書を受けとった日から1週間以内に汲取ること。ただし、施設の処理能力を超えた申し込みのあるときは、この限りでない。

(委託の基準)

第3条 し尿等の収集運搬の委託については、令第4条第1号から第3号までの基準に基づき行うほか、配備した車両に次の人員を配置すること。

- | | |
|-------|-------------|
| 大型車 | 3名（運転手を含む。） |
| 中・小型車 | 2名（運転手を含む。） |

(し尿等の投入)

第4条 収集したし尿等は、汚泥再生処理施設に搬入し係員の指示により投入しなければならない。ただし、特別な理由により組合長が搬入する施設を別に指定したときは、この限りでない。

(収集量の単位)

第5条 し尿等収集量の単位は、20リットルとし、10リットルに満たないものは切捨て、10リットル以上は切上げる。

(委託の方法)

第6条 収集運搬の委託は、契約により行う。

(委託の解除)

第7条 第3条の基準に適合しなくなったとき、または、組合長が必要と認めるときは、委託を解除することができる。

附 則

この規則は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 7 年 4 月 1 日組合規則第 2 号）

この規則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 0 年 4 月 1 日組合規則第 1 号）

この規則は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日組合規則第 2 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 3 月 1 1 日組合規則第 9 号）

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。